平成２４年（フ）第２８３号
神奈川県横須賀市武２丁目12番40号　ホワイトマンション212
債務者　信太　良太
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９５号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3444番地　グループホーム真心の家
債務者　櫃渕　和子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３２号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地５スカイハイツタカラ１―502号
債務者　前田ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第４６５号
和歌山市田尻245番地の７
債務者　濵川　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４８８号
和歌山市有家251番地
債務者　中松　啓子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
山口県下松市生野屋南３丁目３番７号
債務者　阿部　健二
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１８９号
山口県防府市大字向島1724番地の７
債務者　小川　則男
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
山口県防府市大字仁井令748番地の３
債務者　杉田　祐一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７７号
東京都武蔵村山市大南１丁目78番地の３エステート山田103号
債務者　春木　晶子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地23棟205号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
大阪府豊中市新千里西町１丁目１番10―1831号
債務者　松本　幸男（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８号
大阪府吹田市内本町１丁目14番３号、前住所大阪市東淀川区大桐３丁目５番６―705号
債務者　佐藤絵里子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９号
沖縄県中頭郡嘉手納町屋良１丁目14番地６コーポ眞401
債務者　伊東　幸子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７０４号
神奈川県藤沢市用田620番地の６　ハイツＫＳ21Ｂ203
債務者　山形　仁美（旧姓榊）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０５号
静岡市駿河区小鹿694番地　202号、旧住所静岡市清水区日立町16番11号
債務者　江原　智昭
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７８号
北海道厚岸郡厚岸町梅香１丁目35番地
債務者　稲葉　由江
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前９時30分
釧路地方裁判所